

競争参加資格審査の統一事項

令和3年3月1日
土木総務課建設産業対策室

競争参加資格審査の方法は以下のとおりとする。

1. 審査方法（平成27年1月1日以降入札公告から実施）

提出のあった資料のみで審査を行い、資料の追加提出や修正は認めない。

2. 競争参加資格申請の留意点

競争参加資格申請に当たっては、各個別の入札公告内容をよく確認のうえ、入札公告で求める資料を確実に提出すること。また、判断に迷う場合には、申請前に発注担当部局へ質問を行うこと。

以下、競争参加資格参加資格無し（無効）となる具体例を示す。

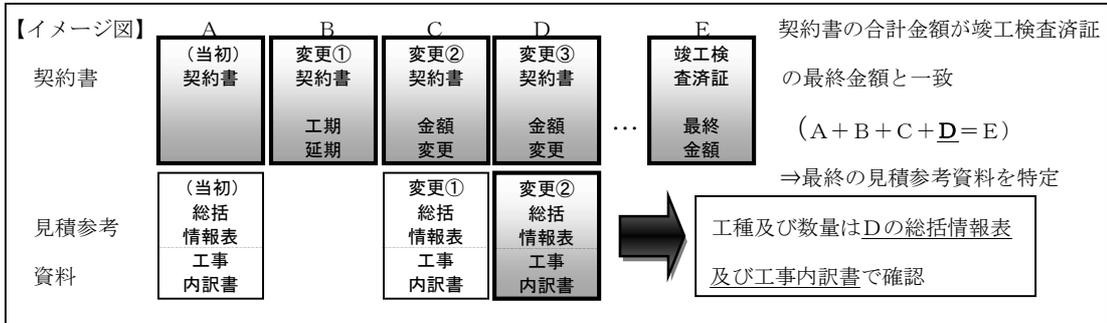
| | |
|---------|--|
| 共通事項 | <p>①競争参加資格を確認するために<u>必要な資料</u>（工事实績確認資料、配置技術者届、業態調書、またその添付資料）が添付されていない場合、又は<u>求める内容を充足しない場合</u>（工事实績で求める金額・数量に満たないもの、配置技術者が求める資格要件を満たさない場合） <u>⇒必要な資料を確実に添付（複数の資料の組み合わせも可能）</u></p> <p>②競争参加資格を確認するために必要な資料が、<u>文字が小さい、潰れている等で判読できない場合</u>（詳細は「総合評価方式（建設工事）技術審査の統一事項」参照） <u>⇒電子調達システムで送付前にスキャンデータを再確認</u></p> <p>③競争参加資格を確認するために必要な資料が、Word（ワード）、Excel（エクセル）等の書き換え可能な電子ファイルで提出された場合 <u>⇒競争参加資格確認資料は書き換えのできないPDFファイルで提出</u></p> <p>④有資格者名簿に登載されているが、当該<u>発注工事種別を希望していない場合</u> 【電気工事の場合】工事種別が「維持修繕工事」、「電気工事」に分かれており、希望していない種類には応札できない。 <u>⇒ホームページ掲載有資格者名簿で希望内容を再確認。名簿の追加申請も可能。</u></p> |
| 企業の工事实績 | <p>提出された資料から最終的な工事实績（金額・工種・数量等）が確認できない場合 【例1】「最終請負金額500万円以上の電気工事の施工実績」が条件のケース （資料として不十分と判断されるもの） 島根県の契約書+変更契約書のみ、島根県の成績評定通知書のみ等 <u>⇒最終金額・工種がわかる書類の添付が必要</u></p> <p>（例）①コリンズの<u>登録内容確認書</u>、②入札公告等（工種が確認できるもの）+竣工検査済証、③島根県の成績評定通知+項目別評定点表 【例2】「最終数量500m²以上の吹き付け法枠工の施工実績」が条件のケース</p> |

(資料として不十分と判断されるもの)

第〇回変更設計書のみ、図面のみ等

⇒最終実績・数量がわかる書類の添付が必要

(例) ①コリnzの登録内容確認書、②発注者の実績証明、③当初・変更を含む全ての契約書(写) + 竣工検査済証 + 最終の総括情報表及び工事内訳書 (以下を参照)



※上記はあくまでも添付例で、各入札公告で定める発注条件によって必要書類は異なります。

※一部の建築工事では確認書類として契約書も可とする場合があります。

※最終実績が確認できるコリnz登録書類は以下のとおり (竣工登録済みのものであること)

【登録内容確認書】

コリnz登録工事を実績に使用する際には、上記の書類を添付すること。

配置技術者

①提出された証明書類等の有効期限が切れている場合

(例) 監理技術者資格者証の有効期限が切れている場合

⇒有効期限を確認の上資料を添付する。

| | <p>②提出された実務経験証明書の期間が足りない場合 ⇒実務経験は十分に余裕を持って記載する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--|-----|-----|----------------|-----------------------------------|------------|-----------------|--|--|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----|--------------|-----|-----|------|-----------------------------------|
| <p>特例監理技術者について</p> | <p>①特例監理技術者について兼任先の工事が島根県の定める特例監理技術者の配置が可能な建設工事であるか。 ⇒兼務先の工事の入札公告により確認する。</p> <p>②特例監理技術者及び監理技術者補佐の専任状況について ⇒特例監理技術者としての兼務の場合を除き、入札公告中、指定日の翌日以降に専任で配置できることが必要。</p> <p>③監理技術者補佐の補佐の対象となる特例監理技術者について指定しているか。 ⇒監理技術者補佐届において指定する。</p> <p>④監理技術者補佐の資格区分について ⇒監理技術者補佐となりうる者については以下のケースが考えられる。</p> <p>ア 監理技術者の資格を有する者であること イ 主任技術者要件を満たしかつ1級技士補であること ※技士補とは、技術検定における1級の第一次検定（学科試験）の合格者に与えられる称号</p> <p>【土木一式工事】における条件については以下のとおり</p> <p>ア 監理技術者の資格を有する者であること</p> <table border="1" data-bbox="284 1122 1445 1680"> <thead> <tr> <th>法令等</th> <th>資格名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建設業法 (技術検定)</td> <td>1級建設機械施工技士 (R3.4以降は、1級建設機械施工管理技士)</td> </tr> <tr> <td>1級土木施工管理技士</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">技術士法 (技術士試験)</td> <td>建設 (「鋼構造及びコンクリート」を除く) ・ 総合技術監理 「建設」 (鋼構造及びコンクリートを除く)</td> </tr> <tr> <td>建設 「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術監理 「建設-鋼構造及びコンクリート」</td> </tr> <tr> <td>農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 「農業-農業土木」</td> </tr> <tr> <td>水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 「水産-水産土木」</td> </tr> <tr> <td>森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 「森林-森林土木」</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>国土交通大臣による認定者</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 主任技術者要件を満たしかつ1級技士補であること (いかなる組み合わせでも可) ○主任技術者の要件について (監理技術者になり有る資格を除く)</p> <table border="1" data-bbox="284 1879 1445 1977"> <thead> <tr> <th>法令等</th> <th>資格名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業法</td> <td>2級建設機械施工技士 (R3.4以降は、2級建設機械施工管理技士)</td> </tr> </tbody> </table> | 法令等 | 資格名 | 建設業法 (技術検定) | 1級建設機械施工技士 (R3.4以降は、1級建設機械施工管理技士) | 1級土木施工管理技士 | 技術士法 (技術士試験) | 建設 (「鋼構造及びコンクリート」を除く) ・ 総合技術監理 「建設」 (鋼構造及びコンクリートを除く) | 建設 「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術監理 「建設-鋼構造及びコンクリート」 | 農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 「農業-農業土木」 | 水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 「水産-水産土木」 | 森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 「森林-森林土木」 | その他 | 国土交通大臣による認定者 | 法令等 | 資格名 | 建設業法 | 2級建設機械施工技士 (R3.4以降は、2級建設機械施工管理技士) |
| 法令等 | 資格名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設業法 (技術検定) | 1級建設機械施工技士 (R3.4以降は、1級建設機械施工管理技士) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1級土木施工管理技士 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術士法 (技術士試験) | 建設 (「鋼構造及びコンクリート」を除く) ・ 総合技術監理 「建設」 (鋼構造及びコンクリートを除く) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 建設 「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術監理 「建設-鋼構造及びコンクリート」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 「農業-農業土木」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 「水産-水産土木」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 「森林-森林土木」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 国土交通大臣による認定者 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法令等 | 資格名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設業法 | 2級建設機械施工技士 (R3.4以降は、2級建設機械施工管理技士) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------|-----------------------------|
| (技術検定) | 2級土木施工管理技士(種別:土木) |
| その他 | 10年以上の実務経験(指定学科の卒業等による短縮有り) |

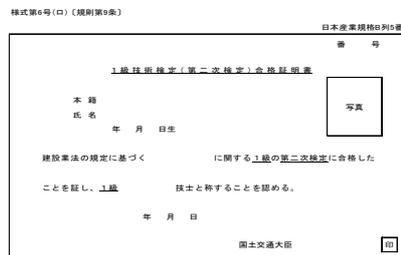
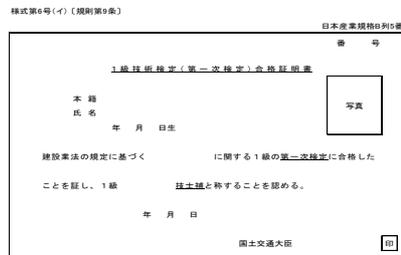
○技士補について

- ※技士補とは、技術検定における1級の第一次検定(学科試験)の合格者に与えられる称号
- ※技士補制度は、令和3年4月1日施行となります。

| 法令等 | 資格名 |
|--------|---------------|
| 建設業法 | 1級建設機械施工監理技士補 |
| (技術検定) | 1級土木施工監理技士補 |

※旧法の試験における一次試験の合格者は技士補ではありません。

※1級技術検定(第一次検定)合格者には合格証明書が発行されます。



| | |
|-------|--|
| 資本関係等 | <p>①資本関係にある別会社・役員等があるにもかかわらず、該当無し又は一部異なる業態調書を提出した場合</p> <p>⇒<u>親子会社、親会社を同じくする子会社、役員</u>の兼務を漏れなく記載する。</p> <p>②商号又は住所の記載が漏れている場合</p> <p>⇒<u>商号及び住所</u>は該当の有無に関わらず必ず記載する。</p> |
|-------|--|

3. 競争参加資格の確認方法として以下のとおり統一

①工事实績確認における工事成績評定通知の確認

工事实績確認資料を添付する際、「平成〇〇年4月1日以降に完了した島根県発注工事である場合

には、成績評定通知書を添付すること」となっており、添付が無い場合、当該工事が工事成績評定の対象外工事か、通知書の添付漏れか確認する必要が生じる。

成績評定通知書の添付がない場合は、当該工事を発注した県内部の機関に評定対象工事であるかどうか確認を行った上で判断する。(添付漏れの場合参加資格無しとする。)

②配置技術者の実務経験確認資料として監理技術者資格者証のみ添付されていた場合

監理技術者資格者証で主任技術者となりうる実務経験があること及び対象工種が確認可能である場合、実務経験証明書の提出は不要とする。

【例】土木一式の実務経験を有する場合 → 「実経（土）」と監理技術者資格者証に記載有り

③業態調書に商号や住所以外の記載が何も無い場合

該当無と見なす。

お問い合わせ先：建設産業対策室

電話：0852-22-5388